都民連だより

秋号
令和6年10月
（第60巻2号）

特集 改めて確認しよう！活動における留意点 -個人情報と金銭の取り扱い- … p2
新！強化方策活動紹介 …… p4
都民連通信「次期一斉改選に向けた担い手確保と民児協運営」 …… p6
キラリ☆この人／こんな時どうする？ …… p7
活動記録あれこれ／ご当地ミンジーを探せ！／編集後記 …… p8

写真提供：国分寺市民生・児童委員協力員　山田 正則 氏
交通アクセス：JR中央線、西武国分寺線・西武多摩湖線「国分寺駅」より　徒歩2分

民生児童委員が感じた
東京の“季節”

殿ヶ谷戸庭園（国分寺市）

「殿ヶ谷戸庭園」（とのがやとていえん）はJR国分寺駅のすぐ目の前にある日本庭園です。三菱財閥・岩崎家の別邸だったこの庭園は、東京都の多摩地区では唯一の国指定名勝庭園となっています。国分寺崖線の地形を生かした立体的な造りになっており、崖線の傾斜面には楓や竹林などが植えられ、崖線下にかけては池に湧水が流れ込むなど、景色が変わっていく様子が楽しめます。特に庭園内の茶室「紅葉亭」から見下ろす秋の紅葉はとても美しく絶景です。立地も良く、入園料もお手頃なため駅前のオアシスとして地域住民に親しまれています。

東京版 活動強化方策スローガン
「仲間とつくる地域のつながり」

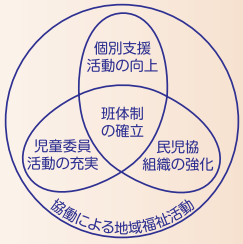

特集

改めて確認しよう！活動における留意点

―個人情報と金銭の取り扱い―

民生児童委員活動中に個人情報を紛失する事故は全国各地で起こっており、これは東京も例外ではありません。

民生児童委員活動の基本は住民との信頼関係にあり、個人情報の紛失や漏えい、金銭に関するトラブルは委員や民児協に対する信頼を損ねることにつながります。

そこで今号では、個人情報と金銭の取り扱いについて取り上げます。

個人情報とは何を指す？

「個人情報の保護に関する法律」は、個人の権利利益を保護することを目的に、民間業者や行政機関等における個人情報の活用のルールを定めたものです。令和3年の改正により、民生児童委員も「特別職の地方公務員」として、同法の適用を受けることとなりました。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日、その他の記述等により、個人を識別できる情報を指します。

民生児童委員活動において取り扱う住民からの相談内容、安否確認や見守り対象者の世帯情報などはいずれも個人情報です。他者に知られたくないプライバシー性の高い情報が多く含まれ、「守秘義務」（民生委員法第15条）を厳守するためにも、取り扱いには細心の注意を払わなければなりません。

プライバシー	個人情報
・「大事にしたい」「秘密にしたい」「知られたくない」といった、**人の心の中にある**もの	・生存する個人の情報で、特定の個人を識別できるもの ・**物理的に存在する**もの（書類、電子データなど）
個々に応じて配慮する	安全に管理する義務がある

どちらにも守秘義務はある

情報は〝預かり物〟活用には本人同意が必須

個人情報は「もらい物」ではなく、ご本人からの「預かり物」ですから、活用の際は本人同意が必要です。情報を預かる時、他者と共有する時には「どのような支援のために、どんな情報を、どのように利用するのか」を明確にし、了承を得ましょう。

民生児童委員の重要な役割の一つは、住民の困り事を受け止め、適切な支援につなぐことにあり、関係機関との情報共有は欠かせません。支援の場面では、包括的同意（あらかじめ想定される支援内容や連携機関等への情報提供について了承を得る）を取っておくことで、情報共有が円滑になります。

なお、災害時や虐待通報、警察への協力など、本人の利益のために特に必要と考えられる場合は、例外として、同意がなくても情報提供することができます。

情報を安全に管理するために

個人情報が預かり物である以上、民生児童委員は、提供された情報を安全に管理する責任を負います。

情報の漏えいや紛失、盗難などの危険は日常のさまざまな場面に潜んでおり、「訪問活動中に調査票を置き忘れる」「自転車で転倒し書類が散乱する」「車上荒らしや置き引きにより名簿の入った鞄を盗まれる」「大事にしまい込んで保管場所が分からなくなる」といった例があります。

このような漏えい・紛失を防ぐためには「記録や書類の持ち歩きや複製は行わない」「支援終了時には適切に廃棄する」「保管場所・保管方法を決めておく」などのポイントを常に意識することが大切です

（左記のチェックリスト参照）。

また、近年ではメールやLINEによるメッセージのやりとりも増えています。情報流出につながらないよう、送信前には「宛先が正しいか」「送る内容に個人情報が含まれていないか」などを十分に確認してください。

チェックリスト ～常に心掛けたい事柄～

□	個人情報の含まれる書類等は、家族の目に触れないように保管している
□	記録は、コピーしたり、外へは持ち出さない
□	不要になった情報は保持しないようにしている
□	本人に開示する可能性のある資料には、事実のみを記録している
□	収集時（相談を受けるとき）は、守秘義務や情報が必要な理由について説明している
□	支援に必要な情報のみを収集している
□	本人以外からの情報は、本人に確認するようにしている
□	目的以外に使用しないこと、提供の必要な場合の対応について説明し、本人の同意を得ている
□	口頭での同意の場合には、同意の範囲、日時などを書き留めている
□	記録そのものを会議（事例検討等）の資料にしない
□	研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了時に資料回収に努めている
□	民児協で個人情報保護について学習している（した）
□	民児協で、記録の引継ぎや、支援のための関係者との情報共有のためのルールを決めている
□	民児協で、緊急時の対応のための基準・システムをつくっている

出典：「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」
全国民生委員児童委員連合会（平成18年6月発行）

お金は貸さない・預からない

地域には「民生児童委員なら何でも引き受けてくれる」と誤解している人がいるかもしれません。「お金を貸してほしい」「銀行でお金を下ろしてきてほしい」と依頼されることもあるでしょう。

しかし、そのような金銭を伴う支援は、直接行わないことが原則です。行政や社会福祉協議会等につなぎ、生活保護制度、生活福祉資金貸付制度、生活困窮者自立支援制度などの利用を検討しましょう。判断能力が低下している方の預貯金の管理などについては、日常生活自立支援事業の利用も一案です。民生児童委員自らがお金を貸す、あるいは預かる行為は避けなければなりません。

一方、現実には「明日食べるものがない」「サービスの利用開始まで支援できる人がいない」などの理由から、緊急的に買い物代行を求められ、やむを得ず、対応しなければならないケースも生じています。全国民生委員児童委員連合会が示す考え方では、万が一の場合は、一定のルールに従い、十分な配慮の下で行うこととされ、以下の4点がポイントとして挙げられています。

①一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その他の緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断する。
②複数体制で対応し、領収書や受領書の保管はもとより、実施内容の日々の記録を取っておく。
③取り扱いの内容について、民児協組織として定期的にチェックする。
④金銭の取り扱いは少額の範囲にとどめる。

個人情報や金銭の適切な取り扱いは、住民との信頼関係の構築・維持に欠かせないと同時に、委員自身をトラブルから守ることにもつながります。

今一度、民児協全体で対応の基本を確認しておきましょう。

新！ 強化方策活動紹介

今号のテーマ 多世代交流

令和8年度までの重点事業である「東京版 活動強化方策」に引き付けて、各地区の実践活動の参考となるよう、都内民児協をはじめ、他県民児協の取り組みや関係機関の事業等をご紹介します。

柱①・⑤ 大島食堂 －大島町民児協－

大島食堂は2022年から始まった誰もが集える地域の食堂です。社会福祉協議会が中心となり民生児童委員とボランティアで運営しています。できるだけ多くの方に来ていただけるよう公民館や小学校など、毎回場所を変えて開催しており、時には参加者が100名を超えることもあります。

▲クレープ作り「次は何を巻こうかな？」

クレープの生地を焼き、好きなトッピングを選んで巻いたり、おにぎりの具をバイキングにして自分でにぎったりと工夫を凝らしたメニューで、親子連れにも好評です。食後には、地域の方の協力による折り紙教室や理学療法士の体操講座などのレクリエーションも行っています。

地元で採れた旬の野菜や自宅で余った食材が届けられることもあり、参加人数に合わせてメニューを調整しています。ご飯がうまく炊けなかったりブレーカーが落ちたりとハプニングもありますが、みんなで慌てながらも意見を出し合い、協力して乗り越えることが楽しみでもあります。

食堂では、これまで名前は知っていたものの、お会いできていなかった方やサポートが必要だと思われるひとり暮らしの高齢者など、多くの地域の方に会うことができます。お話をする中で日常の困り事が分かり、相談機関につなげるなど民生児童委員の活動にも役立っています。

民生児童委員のことを知ってもらい、地域の方の様子も知ることができるこのような機会は、大変貴重です。これからも大島食堂の認知度を高め、あまり外出しない人にも声を掛けながら、引き続き、地域に根差した活動を展開していきます。

▲三角巾、マスクをしっかりしておにぎり作り

東京版 活動強化方策の 5本の柱

1. 支援力を高める〔個別支援活動の向上〕
2. チームで動く〔班体制の確立〕
3. 組織を活かす〔民児協組織の強化〕
4. 子どもを育む〔児童委員活動の充実〕
5. 地域をむすぶ〔協働による地域福祉活動〕

柱5 地域をつなげる朝市

－調布市第三地区 民児協北ノ台地域－

調布市には現在、小学校区を単位としたまちづくり組織である地区協議会が18あります。そのうちの1つ「北ノ台まちづくりネットワーク」では、夏と冬の年2回、「ふれあい朝市」を開催しています。

朝市では、近隣農家で収穫された新鮮な野菜等が販売されます。地域の保育園を会場にしており、園庭や教室内も開放することで、園児・卒園児の家族などの子育て家庭が気兼ねなく顔を出せ、幅広い世代の住民が来場するのが特徴です。

当該地域の民生児童委員は地区協議会の一員として、開催に向けて、見守り訪問時などに朝市のチラシを配布し、来場の呼び掛けを行います。

当日は会場案内や、アンケートの受付・集計でも協力しており、アンケートでは、「これからもずっと続けてほしい」との声も多いことから、メンバーのやりがいにつながっています。

また、地区協議会に参画する地域包括支援センターや自治会、老人会などのメンバーがスタッフとして参加することで、住民同士だけでなく、地域団体と住民とのつながりが生まれることも活動のメリットの一つです。「ここに来ればあなたに会えると思った！」と言われることも、しばしばあるとか。朝市は顔見知りに会って、話ができる場所になっているそうです。

地域のなごやかな交流の場として、この活動を大切に続けていきます。

▲当日受付の仲間との集合写真

柱5 小金わくわく農園

－千葉県松戸市 小金北部民児協－

千葉県松戸市小金地区居場所づくり実行委員会では、農作業を通して住民交流・地域共生社会の実現を目指し、月1回、「小金わくわく農園」を開催しています。

一年を通して活動ができるように、じゃがいも・とうもろこし・大根など収穫時期の異なる野菜を育てています。毎回、子どもから高齢者までさまざまな方が60人～90人集まって畑仕事を体験し、採れた野菜を調理して味わうところまで参加者全員で行います。

実行委員会のメンバーである民生児童委員は、当日の作業や調理の準備だけでなく、草むしりなど日頃の畑の管理も担っています。参加者と一緒に土にまみれて大根を引っ張ったり、大鍋で枝豆をゆでたりと収穫の喜びを分かち合いながら、互いに顔見知りになることができるのも良い点の一つ。農園以外の場所でお会いした時にもあいさつをしたり話したりする機会が増えました。また、農園の野菜を生活困窮者に無償配布するなど、他の民生児童委員活動にも活きています。

猛烈な暑さで野菜が不作だったりと苦労もありますが、助け合いながら活動していくことで民生児童委員同士も絆を一層深めてきました。誰もが気軽に集まり笑顔があふれる第三の居場所として、これからも小金地区のために一丸となって活動していくつもりです。

▲参加者で力を合わせて農作業

都民連通信

次期一斉改選に向けた担い手確保と民児協運営

8月28日、令和6年度常任協議員研修会を実施しました。本研修は「一斉改選（令和7年度）に向けた担い手確保と民児協運営」をテーマに、次期一斉改選に向けた各地区の取り組みと、これからの民児協運営のあり方の2つを切り口にした学習の機会となりました。その一部をご紹介します。

民生児童委員に期待される役割

研修の前半は、移り変わる時代において変化してきた民生児童委員の活動と、地域で変わらず期待される役割を確認し、委員の周知を進めるための課題について講義を通じて学び合いました。

民生児童委員はこれまで地域住民の「よき隣人」としてそばに寄り添い、見守りを続けてきました。加えて、課題を抱える住民と多様な関係機関をつなぐ結節点（ハブ）の役割も担っています。顔が見え、安心して相談できる相手としての民生児童委員は、これからも地域づくりに欠かせない存在であると言えます。

▲ 中島修氏（文京学院大学教授）による講義

しかし、ライフサイクルの中で委員について知る機会が少ないために認知度が低いことや、活動の大変さ・苦労ばかりが伝わり、やりがいを十分にアピールできていないことなどが継続的な課題として挙げられています。委員の存在や役割をより多くの人に正しく知ってもらうためには、委員について触れる機会を増やし、活動の普及・啓発に努めることが必要です。

担い手確保に向けた取り組み

研修後半のグループ協議では、新たな担い手確保に向けた各地区の取り組みと、委員がやりがいを持ち、無理なく活動していくための今後の民児協運営のあり方の2つの視点から情報交換を行いました。

まず、担い手確保の取り組みについては「町会、退任委員、社協等による推薦を得る」「小中学校のPTA関係者に声を掛ける」「現任委員に委員委嘱を受けたきっかけに関するアンケートを取り、次の担い手探しの参考にしている」「推薦準備会を活用し、事前に候補者を選出してもらう」等の工夫を各グループで話し合いました。

次に、今後の民児協運営のあり方については委員の活動環境整備に向けたさまざまなアイデアが共有されました。具体的には、「定例会で活動中の悩みや困っている点等を相談し合えるフリートークの時間を設ける」「モバイルPCを使用したペーパーレス化、リモート会議の開催」「プロジェクターを使用して定例会の模様を動画撮影し、欠席者に向けて後日配信する」といった内容です。

▲ グループでの協議の様子

その後の全体会では講師より「ICT（※）の活用は委員活動の負担軽減になる。働きながら活動する委員が増えていることもあり、民児協運営を考える上で新たなツールを取り入れることは大切」と講評がなされました。

一斉改選を見据えて

次期一斉改選を控え、各地区で委員の交代が見込まれる中、都では選任要綱における年齢要件の改正が行われました。また、国では居住要件の緩和等に関する議論も行われています。

今後も民児協として、個々の委員が活動を続けやすい環境づくりや、活動の楽しさの積極的なPRを検討していくことが必要です。例えば班を活用したサポート体制の構築や、定例会の夜間・土日開催等による就業中の委員への配慮、子ども・若者などの若年層に委員について知ってもらう機会を設けるなど、各民児協でできる取り組みを考え、実践していきましょう。

※ ICT…インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

キラリ この人

交剣知愛の心で

練馬区民生児童委員
中川　剛さん

担当区域の小学校で、子どもたちに剣道を教える中川さん。息子さんの習い事として一緒に剣道を始め、20年以上腕を磨いてきましたが、定年退職後、地元に貢献したいとの思いから、青少年育成ボランティアとして剣道指導に携わるようになりました。

そんな中川さんが子どもたちを指導をする上で大切にしているのは、「交剣知愛」という言葉です。これは、稽古や試合をした相手ともう一度剣を交えたいという気持ちになることや、そう思われるように鍛錬に励むことを意味します。「年齢や経験も違ういろいろな人と剣を交えて、互いを理解し合うことで、自身を高めることができます。剣道は続かなくてもいいけれど、この先も、その心を忘れずにいてくれたら」そんな願いを胸に、剣道に情熱を傾けています。

もちろん自分自身の稽古も欠かしません。「子どもたちにとって私は、幾つになっても“先生”なんです。こちらが真っすぐに向き合えば、子どもも真っすぐに育つ。大切な時期だから、自分もよい先生でいようと常に心掛けています」と語る中川さんは、これからも熱いまなざしで、実直に子どもたちに向き合い続けます。

こんな時どうする？

－空き家問題－

このコーナーでは、活動中に対応に迷うようなケースを取り上げ、つなぎ先となる福祉事業・サービス等（地区独自のものを含む）について紹介します。

たとえばこんな時‥

❶ 老朽化が激しい空き家の屋根が崩れかけており、危険だから何とかしてほしいと複数の住民から訴えがあった。

❷ 近所のＡさんに「隣家（空き家）の庭の木や草が生え放題で、虫が出て迷惑している」と相談された。家主と連絡がつき、話してみると、「どうやって管理してよいか分からずに困っていた」とのことであった。

空き家は雑草・悪臭等による衛生環境の悪化や放火・不法投棄等の犯罪被害をもたらす恐れがあり、適正な管理が求められます。しかし、高齢の所有者の認知症により管理が行き届かなくなり、行政や警察、地域包括支援センター等との連携が必要となる場合があったり、「思い出が詰まった家を処分したくない」と抵抗を示すケースもあります。まずは所有者の立場と事情の理解に努めることが大切です。

❶は【お住まいの区市町村】へ

令和5年12月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました。倒壊等の恐れがある空き家に加え、管理が不十分な状態の空き家も区市町村等による指導・勧告の対象となります。お住まいの地域の問合せ先や取り組みについて確認しておきましょう。

←都内各自治体の取り組み一覧はこちら

❷は【❶または東京都空き家ワンストップ相談窓口】へ

空き家となった住まいの所有者や空き家の活用希望者などから総合相談を受け付けている東京都の無料相談窓口です。空き家問題とその原因、法律などに関するセミナーや、空き家所有者等に向けた個別相談会も開催しています。

連絡先☎0120-776-735
受付時間:平日9時～18時
ホームページ（QRコードリンク先）からメール相談も可能です

活動記録あれこれ

「調査や配布活動に伴って住民宅を訪問した際の記入」

高齢者実態調査や各種ご案内等の配布など、住民宅の訪問を伴う活動は、担当地域の住民と知り合う絶好の機会です。そのつながりから相談が生まれ、世帯のニーズを把握し必要に応じて支援に結びつける大切な活動のひとつです。

活動概要	相談・支援件数 内容	相談・支援件数 分野	調査・実態把握(1)	行事・事業・会議への参加・協力(2)	地域福祉活動・自主活動(3)	訪問回数 訪問・連絡活動(7)	訪問回数 その他(8)	活動日数
①高齢者調査でAさん、Bさん、Cさん宅を訪問。Aさん、Bさんは留守で調査できなかった。			—				下	○
②Aさん宅を再訪し調査を行う。最近の体調などについて、20分ほどお話を傾聴した。	(3)	(16)	—				—	○
③社会福祉協議会からの依頼で、歳末見舞金を2世帯に届けた。				—			下	○
④上記の歳末見舞金を1世帯に届けた。				—			—	○

調査できたのはCさんのみ

傾聴も記入

【記入の仕方】

① 調査は、調査できた実数を「調査・実態把握(1)」に記入します。また、調査に伴う訪問は、訪問回数「その他(8)」に、**留守を含めた延べ回数を記入**します。

② 訪問調査時等に、住民から相談を受けた場合は、相談・支援件数に、その内容と分野を記入します。

ワンポイント 問題が解決したかどうかにかかわらず、**「相手の話を聴くだけ」といった場合(傾聴)も記入**します。また、同じ内容でも、日をまたいで相談に乗った場合は、その日ごとに記入します。

③④ 他機関が実施する配布を伴う事業へ協力する場合、「行事・事業・会議への参加・協力(2)」に1件記入し、訪問回数は「その他(8)」に訪問した回数分を記入します。配布活動という一つの事業に協力したと捉えるため1日に何軒訪問しても「行事・事業・会議への参加・協力(2)」に記入するのは1件です。複数日にわたって協力する場合は、その日ごとに記載します。

ワンポイント 民児協が主催する行事の案内や民児協が発行する広報物等の住民宅への配布、行政や関係機関と共催で行う事業に伴う配布活動の場合は、「地域福祉活動・自主活動(3)」に記入します。

ご当地ミンジーを探せ!

どこにいるのかな?

東京で平成23年に誕生したミンジーは、全国の民児協でも大活躍中! 現在、25府県市のご当地ミンジーがいます。今回ご紹介するのは川崎市のご当地ミンジー。本紙のどこかに隠れています。いくつ隠れているか、ぜひ探してみてね!

第6回 青と黒のストライプがポイント~川崎市~

かわさきミンジーは、川崎市をホームタウンとする、プロサッカークラブ「川崎フロンターレ」のサポーターをイメージしています。サックスブルー・黒・白のクラブカラーを身にまとい、川崎市の民生児童委員活動をPR・サポートしています!市の民生児童委員大会の記念品にデザインされるなど、かわさきミンジー大活躍です♪

[答え] 計6つ かわさきミンジー

・編集委員
佐藤 せつ子(港区)　倉田 ゆかり(北区)
井出 満寿美(大田区)　名取 貴子(練馬区)
山岸 早苗(江戸川区)　武田 洋子(稲城市)
宮﨑 邦子(国分寺市)　井出 亜紀(西東京市)
髙橋 悦子(武蔵村山市)

・編集協力　中村 喜美子(都民連副会長:都民連だより担当)

・編集後記

今号の表紙は、イロハモミジの紅葉に埋め尽くされた都立殿ヶ谷戸庭園をご紹介しました。武蔵野の面影を残す山野草と湧き水の回遊式庭園には、数寄屋造り風の茶室や本館の建物があり、四季折々に美しい表情を見せてくれます。前号から始まった「こんな時どうする?」では、活動中に対応に迷うようなケースについて取り上げ、つなぎ先などもご紹介していきます。日々の地域活動に役立てていただければ幸いです。　宮﨑邦子

・発行
東京都民生児童委員連合会
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4F
TEL:03(3235)1163　FAX:03(3235)1169
E-Mail:tominren@tcsw.tvac.or.jp
年4回発行　印刷:前田印刷株式会社